



今回、新たに低所得者への配慮として所得段階の第3段階を細分化（特例第3段階を追加）し、より細かな所得段階【9段階（10区分）↓9段階（11区分）】および保険料率を設定しました。（表2参照）

また、平成21年度から平成23年度までの特例措置としていました「特例第4段階」を、平成24年度から平成26年度も継続することとしました。

なお、個人ごとの保険料は、基準日（4月1日または資格取得日）現在の本人の所得や世帯の課税状況など（6月に確定する住民税）を基に算定しますので、今月中旬に「介護保険料額決定通知書」を送付します。

【新たな介護保険料の所得段階】

表2

| 所得段階   | 対象者                                      | 基準額×保険料率  | 保険料月額   | 保険料年額    |
|--------|--|-----------|---------|----------|
| 第1段階   | 生活保護を受給している人                             | 基準額       | 2,933円  | 35,200円  |
|        | 高齢福祉年金(※1)を受給している人                       | 基準額×0.5   |         |          |
| 第2段階   | 本人の前年の合計所得金額(※2)+課税年金収入額(※3)の合計が80万円以下の人 | 基準額×0.5   | 2,933円  | 35,200円  |
| 特例第3段階 | 本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額の合計が120万円以下の人        | 基準額×0.675 | 3,958円  | 47,500円  |
| 第3段階   | 上記の特例第3段階に該当しない人                         | 基準額×0.75  | 4,400円  | 52,800円  |
| 特例第4段階 | 本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額の合計が80万円以下の人         | 基準額×0.9   | 5,283円  | 63,400円  |
| 第4段階   | 上記の特例第4段階に該当しない人                         | 基準額       | 5,875円  | 70,500円  |
| 第5段階   | 前年の合計所得金額が125万円未満の人                      | 基準額×1.2   | 7,050円  | 84,600円  |
| 第6段階   | 前年の合計所得金額が190万円未満の人                      | 基準額×1.25  | 7,341円  | 88,100円  |
| 第7段階   | 前年の合計所得金額が400万円未満の人                      | 基準額×1.5   | 8,808円  | 105,700円 |
| 第8段階   | 前年の合計所得金額が700万円未満の人                      | 基準額×1.75  | 10,275円 | 123,300円 |
| 第9段階   | 前年の合計所得金額が700万円以上の人                      | 基準額×2.0   | 11,750円 | 141,000円 |

- (※1) 高齢福祉年金  
明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。
- (※2) 合計所得金額  
収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。保険料は前年の所得をもとに算定されますので、正しい所得の申告をしましょう。
- (※3) 課税年金収入額  
国民年金・厚生年金・共済年金等課税対象となる種類の年金収入額のことです。なお、障害年金・遺族年金・老齢福祉年金等は含まれません。

介護保険制度は、皆さんに納めていただく「保険料」により支えられています。  
介護保険料の納期期限までの納付にご協力をお願いします

問い合わせ 介護保険課 管理係  
☎ 876-1234  
(内線3581~3583)

保険料年額は、4月から翌年3月までの1年間(年度)に納める金額です。  
ただし、保険料の納め方は、特別徴収(年金からの天引き)の方は通常6期(回)、普通徴収の方は10期(回)となるため、1期(回)あたりで納める金額と1か月あたりの保険料(月額)額は一致しません。

~65歳以上の方へ~

介護保険料の改定についてのお知らせ

平成24年4月より、65歳以上の方に納めていただく介護保険料が見直されました。



【介護保険料見直しの背景】  
浦添市における介護保険事業を円滑に行うため、65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料は、介護保険事業計画に基づいて、3年毎に見直しを行っています。

平成24年度から平成26年度までの介護保険サービスにかかる費用(介護給付費等)は、高齢化の進行に伴う要介護認定者数の増加や介護報酬の改定などにより、増額することが予想されます。

【介護保険料の決まり方】  
(1) 介護給付費と介護保険料との関係  
保険料は、平成24年度から平成26年度までの3年間にかかる介護給付費等の推計に基づき決定します。

介護給付費等の財源は、全体の50%を国や都道府県、市区町村が負担する「公費」で賄い、残りの50%を40歳以上の方が納める「保険料」を財源とします。

※40歳から64歳までの方(第2号被保険者)が29%、65歳以上の方(第1号被保険者)が21%の負担割合となります。

(2) 保険料基準額の算出  
介護給付費のうち、65歳以上の方の負担分(21%)を、浦添市の第1号被保険者の数で割った値が「基準額(年額)」となります。(表1参照)

65歳以上の方の保険料は、前記の「基準額(年額)」を基に、個人の所得や世帯の課税状況などに応じて「所得段階」別保険料が設定されます。

表1

65歳以上の方(第1号被保険者)の基準額は、このように決まります。

$$\text{基準額(年額)} = \frac{\text{浦添市で介護保険サービスにかかる費用} \times \text{第1号被保険者の負担分(21\%)}}{\text{浦添市の第1号被保険者数}}$$

※市町村によって必要となるとサービスの量や65歳以上の人数が異なるため基準額も市町村ごとに異なります。  
※保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されます。